

浜松市国内特許等出願費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、中小企業者等の特許等の知的財産を活用した事業展開を支援し、地域産業の振興を図るため、国内の特許出願等を行う浜松市内（以下「市内」という。）の中小企業者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるものとする。

- (1)「特許出願等」とは、日本国内の特許出願（日本国特許庁への通常の特許出願を行わずに、特許協力条約に基づく国際出願（以下「PCT出願」という。）をしたものに関する日本国内への移行手続きを含む。）、実用新案登録出願、意匠登録出願（ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願であつて、日本国を指定締約国とした場合の日本国分を含む。）をいう。ただし、分割出願、国内優先権出願等の特殊出願は除く。
- (2)「知的財産権」とは、当該特許出願等に基づく日本国内の特許権、実用新案権、意匠権をいう。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 浜松市内に事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社または個人）又はそれらで構成される共同体。ただし中小企業者であっても、同一の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を所有している、または複数の大企業が発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を所有している場合は対象外とする。
 - (2) 市税を滞納していないこと。
 - (3) 給与所得者を雇用する場合、市民税・県民税・森林環境税義務者の指定を受けていること。
 - (4) 当該年度に浜松市国内特許等出願費補助金の交付決定を受けていないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、中小企業者が次のいずれかに該当する場合は、交付の対象とすることができない。
- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、特許出願等のうち、第7条に規定する補助対象期間内に特許庁への出願手続きが完了し、かつ補助対象経費の支払いが完了するものとする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 出願に必要となる特許庁手数料
 - (2) 出願に必要となる代理人費用
 - (3) 先行技術調査費用(上記(1)(2)と同時申請の場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、各種税金、振込手数料、通信費及び出願審査請求費用及び実用新案出願における1～3年の登録料等は補助対象外とする。
- 3 交付申請を行う補助対象事業について、国・地方公共団体等が交付する別の補助金事業に採択され補助金の交付を受ける場合は、当該補助金の額を国内特許等出願費補助金の交付額から控除する。
- 4 他の事業者との共同出願の場合には、申請者の持ち分比率に応じた経費をもって補助対象とする。ただし、申請者が実際に負担する額を超えて補助対象とすることはできないものとする。

（補助金の額）

第6条 国内特許等出願費補助金の額は、補助対象経費の合計の2分の1以内の額とし、事業1件当たり15万円を限度とする。

- 2 前項の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助対象期間）

第7条 補助対象事業の期間（以下「補助対象期間」という。）は、国内特許等出願費補助金の交付決定の日が属する年度の4月1日から2月末日までとする。

（交付の申請）

第8条 国内特許等出願費補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（第1号様式）に必要事項を記載し、次の各号に掲げる書類を付して、

市長が定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 定款の写し又は履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）の写し
- (2) 会社概要が確認できる資料（パンフレット等）
- (3) 法人の場合は直近2期分の決算書、個人の場合は税務署に提出した直近2期分の所得税確定申告書(第1表)の写し又は個人事業の開業・廃業等届書の写し
- (4) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税未実施理由書
- (5) (申請者が個人事業主で市外在住者の場合) 当該申請者が在住する市町村の納税証明書
- (6) 補助対象経費の見積書の写し
- (7) 先行技術・意匠等の調査結果が確認できるもの
- (8) 共同出願の場合は、経費負担及び権利の持分比率について規定した契約書、覚書等の写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 異なる複数の特許出願等をまとめて1件の交付申請とすることはできないものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条による申請書の提出があつた場合は、その内容を審査し、国内特許等出願費補助金を交付すべきであると認めたときは、交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。また、審査において不採択となつた申請者には、不採択通知書(様式第3号)にて通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(交付の条件)

第10条 市長は、国内特許等出願費補助金の交付決定をする場合は、国内特許等出願費補助金の交付決定を受けて事業を行う者（以下「補助事業者」という。）に対して、次の各号に掲げる事項について条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合

イ 補助対象事業の経費の配分を変更しようとする場合（対象経費の20%以下の変更を除く。）

ウ 補助対象事業を中止しようとする場合

- (2) 国内特許等出願費補助金は当該補助対象事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 補助事業者は、補助対象事業に基づく出願の状況、当該出願に係る発明、考案、意匠の事業化の状況、売上げ等の経営状況について、国内特許等出願費補助金の交付を受けた年度終了後3年間にわたり、毎年1回、市長に報告すること。
- (4) 補助事業者は、補助対象事業が特許出願の場合、やむを得ない理由がない限り当該特許出願について出願審査請求を行うよう努めること。

- (5) 補助事業者は、国内特許等出願費補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を国内特許等出願費補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (6) 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、事故報告書（第4号様式）により、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (7) 補助事業者は、国内特許等出願費補助金の交付を受けた年度終了後3年間は、補助対象事業に基づく特許出願等及び同事業に基づき取得した知的財産権を譲渡又は抵当権等を設定した場合には、知的財産権譲渡等報告書（第5号様式）により、速やかに市長に報告すること。
- (8) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、国内特許等出願費補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した国内特許等出願費補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (9) 国内特許等出願費補助金の交付の取り消しを受け、国内特許等出願費補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は損害遅延金を市に納付すること。
- (10) 国内特許等出願費補助金の返還の請求を受け、国内特許等出願費補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（変更の交付申請）

- 第11条 補助事業者は、前条第1号の規定に基づき、補助対象事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認兼変更交付申請書（第6号様式）をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、交付決定額に変更を生じるときは、変更交付決定通知書（第7号様式）を、交付決定額に変更が生じないときは、変更承認通知書（第8号様式）を補助事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

- 第12条 補助事業者は、第10条第1号の規定に基づき、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止届（第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の中止届の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、事業中止承認通知書（第10号様式）を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は国内特許等出願費補助金の交付決定の日が属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（第11号様式）をその他必要書類と併せて市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、国内特許等出願費補助金の額を確定し、交付確定通知書（第12号様式）を補助事業者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、専門家の意見を聞くことができる。

(請求の手続き)

第15条 国内特許等出願費補助金交付確定通知書の交付を受けた補助事業者は、国内特許等出願費補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日以内に請求書（第13号様式）を市長に提出し、国内特許等出願費補助金を請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第9条第1項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

4 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書（第14号様式）により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第17条 補助事業者は、前条第3項の規定による国内特許等出願費補助金の返還の命令

を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助事業者は、国内特許等出願費補助金の返還の請求を受け、それを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行し、令和7年度から令和8年度の補助金に適用する。